

# 下水道雨水基本構想策定の提案

## 1. 雨水基本構想策定の背景と目的

下水道事業における雨水整備は、対象区域を一律の整備目標で整備を進めることとしてきた。しかし、近年は「下水道浸水被害軽減総合事業」などにより、「選択と集中」の観点で雨水整備の優先度が高い地域を中心に浸水対策を進めており、また、「生命の保護」、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」の観点から、その機能を保全するために許容できる浸水深を対策目標とするなど、地域の状況に応じた目標設定が進められている。

このような新たな考え方により浸水対策を検討・実施している自治体もあるが、部分的な区域で実施されている場合が多いため、今後、地域全体の目標降雨や整備優先順位など、自治体としての浸水対策の取り組み方針を整理する必要がある。

一方、従来の雨水基本計画(全体計画)には、このような総合浸水対策という視点はなく、計画降雨や許容する浸水の程度といった雨水対策の整備目標を一律としていた時点の計画である。また、歩掛かり上もこれらの作業は含まれていない。

また、新下水道ビジョンの中期目標として、今後 10 年程度での汚水処理施設の整備概成が示されたことを受けて、今後下水道計画区域が見直されることが予想される。しかし、平成 27 年 11 月 19 日の改正下水道法の施行を受け、汚水処理の計画区域外となっても、浸水リスクの高い地区は、新たに創設された「雨水公共下水道」により整備することが可能となり、効果的な雨水整備を行うために、各自治体の長期的なまちづくり計画や、関連する事業者との調整を図りつつ、下水道で浸水対策を行うべき区域を明確化する必要がある。

下水道雨水基本構想は、自治体における雨水排水の役割分担を明確にし、雨水対策事業の展開を示すものであり、雨水基本計画(全体計画)の前段として、「選択と集中」の観点から目標や整備順位を検討し、雨水施設の整備方針を明確化することを目的とする。

## 2. 下水道雨水基本構想の成果

### ① 下水道事業範囲の明確化

- 各自治体における下水道により雨水整備を実施すべき区域を明確化

### ② 地域の特性に応じた雨水整備の目標設定

- 整備目標は確率年などに代表される計画降雨に加えて許容する浸水の程度も併せた目標設定
- 緊急的な雨水整備が必要な地区(重点地区)や資産集積地区、一般市街地等、地域の実情に応じた雨水整備の目標を当面、中・長期等の期間ごとに設定

### ③ 対策方針の明確化

- 財政面から事業の実現可能性を概略評価した上で、雨水整備の目標に対する整備方針(対策の組合わせ)を決定。
- 事業を推進していくための段階的整備方針(優先順位および整備スケジュール)の明確化

### ④ 下水道雨水基本構想マップによる雨水整備方針の可視化

- 当面、中期、長期の各段階における雨水整備計画について、細分化された地区ごとにどのような方針で整備すべきかを分かり易く図化
- 雨水対策について下水道部局と関係各署間での認識の共有化が可能

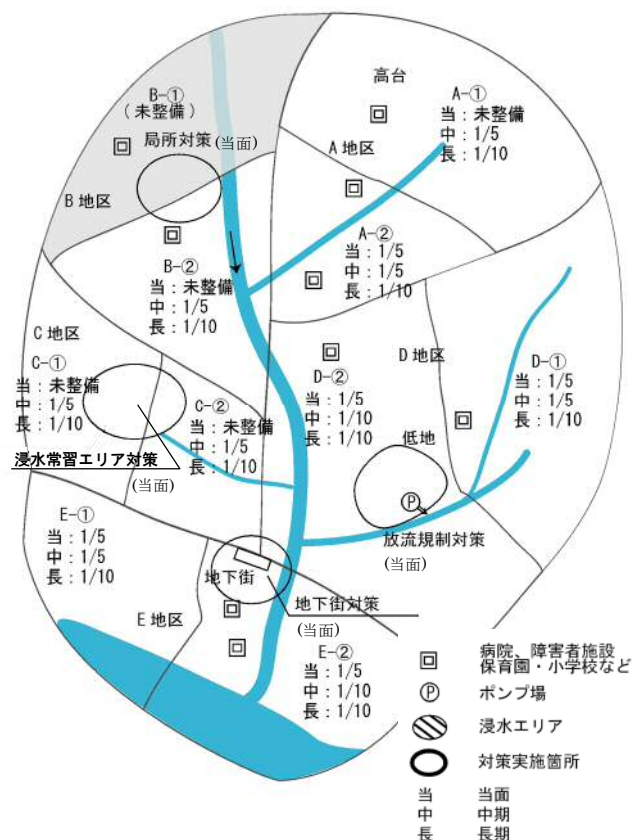


図 下水道雨水基本構想マップのイメージ

### 3. 下水道雨水基本構想策定の作業内容

作業項目	概要
基礎調査	対象区域の地勢、地形、気候条件、各種統計や既存施設(管理者を含む)、既計画など、都市計画や雨水計画に関連する資料を収集・整理し、その内容を十分に把握する。
浸水被害の想定	浸水被害実績資料や浸水シミュレーション等を基に、対象区域内において浸水被害の発生しやすい区域、発生した場合の被害規模、被害内容等について検討する。
浸水要因分析と課題整理	浸水被害実績と被害想定検討結果を整理し浸水要因を分析するとともに、「生命の保護」、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」の観点から、地域ごとに雨水管理に関する課題を整理する。
雨水計画区域の設定	浸水被害実績や被害要因分析結果、地域別課題の整理結果に基づき、対象区域における雨水排水の役割分担を明確にするとともに、雨水計画区域を設定する。
雨水整備目標の設定	当面、中期、長期について、地域ごとの実状に応じた計画降雨、許容する浸水の程度などの雨水整備目標を設定する。
雨水対策方針の検討	当面、中期、長期の3段階に分けて雨水対策手法を検討し、対象区域全体に対する投資バランス、効果の早期発現に配慮した対策方針を定める。対策手法及び効果検証は、従来手法もしくはシミュレーションモデルを用いた手法等で実施する。
報告書作成	雨水対策事業を実施するための基本的な方向性を示す下水道雨水基本構想マップを作成する。これまでの検討結果を下水道雨水基本構想としてとりまとめる。

### 4. 雨水管理計画における下水道雨水基本構想の位置付けと策定フロー

下水道雨水基本構想は雨水整備の基本方針を示す計画であるため、雨水基本計画(全体計画)の前段の計画として位置付ける。ただし、雨水計画区域を変更する必要がない場合や雨水整備目標が計画区域で一律で良い場合など、基本計画で十分に整備方針が示されていれば、必ずしも基本構想を策定する必要はない。

既に、緊急的な浸水対策を実施している場合には、浸水対策事業の位置づけを明確化するために、当該事業の内容を踏まえて下水道雨水基本構想を策定する。また、下水道雨水基本構想では浸水被害の想定が必要不可欠である。内水ハザードマップが作成済みの場合はその結果を活用し、検討を行うことが可能である。

なお、平成 27 年度の下水道法改正を踏まえたマニュアルの改定を、現在国と連携して検討中である。

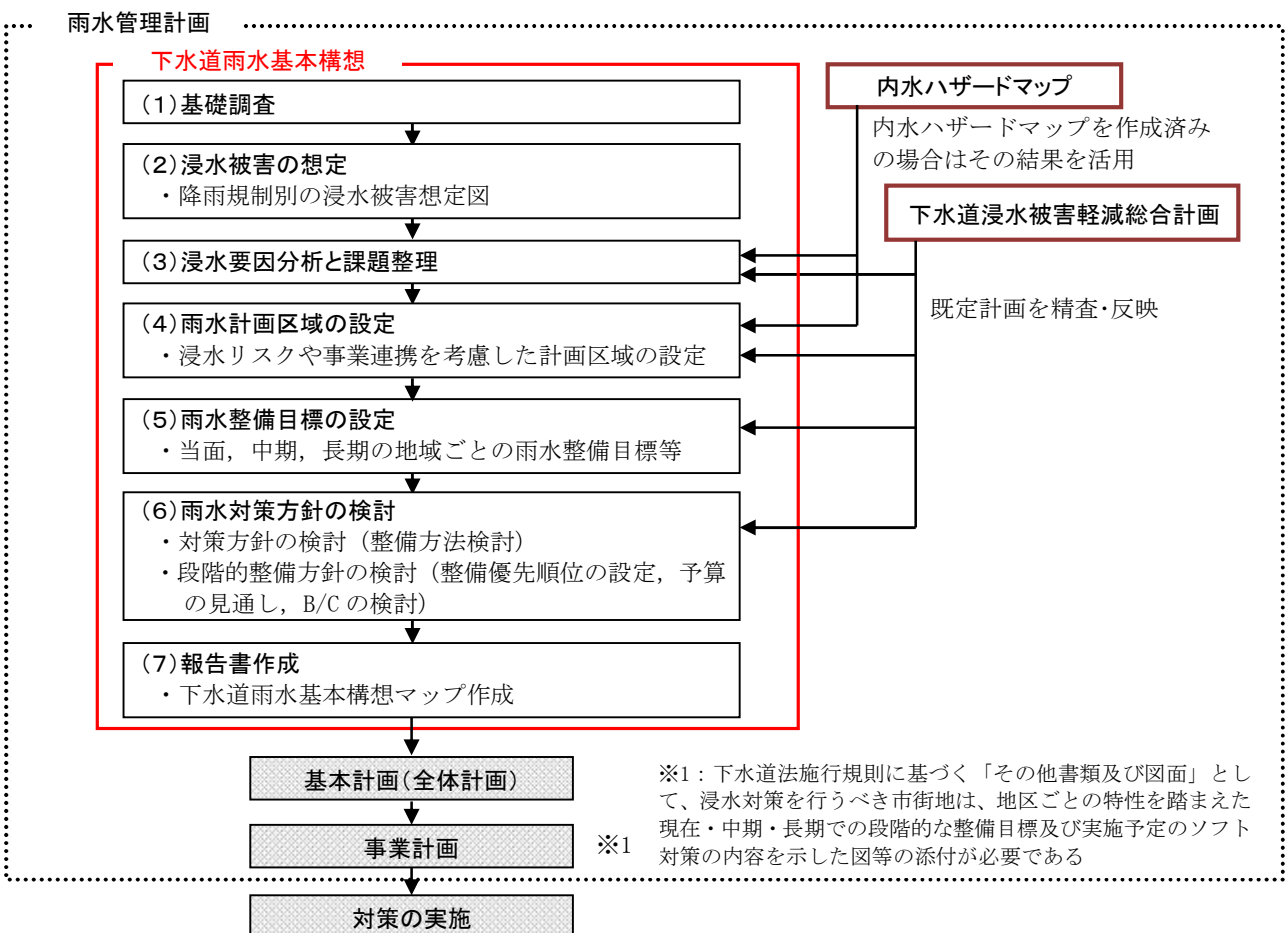


図 雨水管理計画における下水道雨水基本構想の位置付けと策定フロー